

計画等の案の概要

名 称	マイナンバー（個人番号）及び住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用に係る 条例改正等の骨子案		
公表するもの	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2 項に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正及び静岡県本人確認情報等の利 用及び提供に関する条例の一部改正に係る骨子案		
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期間	令和7年6月9日(月)～令和7年6月30日(月)
	無		
担当課等名	企画部デジタル戦略課 総務部市町行財政課	電話番号 054-221-2915 電話番号 054-221-2630	
総合計画に おける位置づけ	Ⅱ 政策の実効性を高める行政経営		
審議会等の名称	静岡県本人確認情報等保護審議会（本人確認情報等の利用及び提供に係る審議）		
<p>1 趣旨</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」という。）に基づき、社会保障や税、災害対策の分野でマイナンバーが利用されています。</p> <p>県では、県民の皆様の利便性の向上や行政の効率化を図るため、番号利用法に基づき「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例」（以下「番号利用条例」という。）を制定し、番号利用法に規定のない県の事務におけるマイナンバーの利用などについて定めています。</p> <p>このたび、新たにマイナンバーを利用する事務の追加等を行うため、番号利用条例の一部改正及び「静岡県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例」（以下「住基ネット利用条例」という。）の一部改正に係る骨子案を取りまとめましたので、広く県民の皆様から御意見を募集します。</p>			

2 骨子

(1) 番号利用条例の一部改正

ア 下表の事務において、国の省令を根拠として行っていくに当たり、条例から削除します。

事務
私立高等学校等学び直し支援金事務
私立高等学校等奨学給付金事務
外国人生活保護事務
公立高等学校等学び直し支援金事務
公立高等学校等奨学給付金事務
公立高等学校等専攻科修学支援金事務

イ 下表の事務において、新たにマイナンバーの利用を定めます。

事務	事務概要
特定疾患治療研究事業	静岡県特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく県単独指定特定疾患（橋本病、突発性難聴）の医療費助成、受給申請の審査、受給者証の発行

【新規追加事務の助成内容について】

- ・ 保険診療による医療費の患者負担割合を2割に軽減
- ・ 所得に応じ、月当たりの自己負担上限額を設定

<自己負担上限額表>

(単位：円)

区分	区分の基準		自己負担上限額		
			一般	高額かつ 長期	人工呼吸器等 装着者
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税	本人年収 80.9万円以内	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ	市町村民税 非課税	本人年収 80.9万円超	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税 71,000円未満		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税 71,000円以上～251,000円未満		20,000	10,000	
上位所得	市町村民税 251,000円以上		30,000	20,000	

(2) 住基ネット利用条例の一部改正

ア 下表の事務において、住民基本台帳法及び国の省令を根拠として行っていくに当たり、条例から削除します。

事務
私立高等学校等学び直し支援金事務
私立高等学校等奨学給付金事務
外国人生活保護事務
公立高等学校等学び直し支援金事務
公立高等学校等奨学給付金事務
公立高等学校等専攻科修学支援金事務
介護支援専門員登録事務

イ 住民基本台帳法では、条例（本県の住基ネット利用条例がこれに該当します。）で定めることにより、住民基本台帳法に規定のない事務において、知事が保有する本人確認情報等を利用及び提供することができると規定されています。

マイナンバー制度では、申請や届出等の手続において、提出されたマイナンバーの真正性の確認を行うために、住民基本台帳ネットワークシステムを通じた本人確認措置を行う場合があります。このため、住基ネット利用条例を改正し、(1)イの番号利用条例に定める事務について、本人確認情報を利用することができることとします。